

与那国町児童生徒派遣費等補助金交付要綱

令和 7 年 2 月 1 4 日

与那国町教育委員会告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、与那国町立学校に在籍する児童生徒の対外活動（島外）に係る費用負担を支援することによって、離島地域特有の条件不利性を軽減するため、予算の範囲内で派遣に要する経費に対し補助金を交付するものとし、補助金の交付に関しては、与那国町補助金等交付に関する条例（昭和 3 3 年与那国町条例第 1 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象)

第 2 条 補助金は、次の各号のいずれかに該当する団体（クラブ活動団体等）に対して、予算の範囲内において交付するものとする。

(1) 与那国町立学校

(2) その他、教育長が適当であると認める団体（クラブ活動団体等）

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、別表第 1 に定める経費相当額で、予算の範囲内とする。ただし、国、県又は各種団体等から補助金等が交付される場合には、当該金額を控除した額を用いて算出する。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする団体は、事業着手前に与那国町児童生徒派遣費等補助金交付申請書（様式第 1 号）を次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付を受けようとする団体が与那国町立学校であれば、第 5 項の派遣計画学校承諾書（様式第 4 号）の提出を免除することができる。

(1) 事業計画書（様式第 2 号）

(2) 収支予算書（様式第 3 号）

(3) 大会等の概要

(4) 名簿

(5) 派遣計画学校承諾書（様式第 4 号）

(補助金交付の決定)

第 5 条 前条の規定により申請を受けたときは、申請書等の書類を審査し、その申請に係る補助事業の交付の可否の決定をし、当該申請者にその旨を通知（様式第 5 号）するものとする。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条の規定により概算払をすることができる。

2 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、与那国町児童生徒派遣費等補助金概算払請求について（様式第6号）および補助金概算払請求書を教育長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ様式第7号の計画変更承認申請書を教育長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ様式第8号の中止（廃止）承認申請書を教育長に提出し、その承認をうけること。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了していない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第9号の事故報告書により、教育長に報告を行い、その指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業の完了後においても、教育長の指示があるときは、補助事業の効果等についても報告しなければならないこと。

(申請書の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第10号の交付申請取下げ書を教育長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 実績報告書は、事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、与那国町児童生徒派遣費等補助金事業実績報告書（様式第11号）を次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第12号）
- (2) 経費の支出に関する書類
- (3) 補助金精算請求書
- (4) 大会等の結果

(補助金交付の確定)

第10条 教育長は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業等の実地結果が交付金の交付の決定内容(第5条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、様式第13号により申請者に通知するものとする。

2 教育長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その越える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、教育長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消及び返還命令)

第11条 教育長は、次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく教育長の処分又は指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 教育長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限に付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(検査等)

第12条 教育長は、補助金の交付を受けたものに対して、事業に関する指示又は検査をすることができる。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

項目	対象者及び団体	補助金対象経費	
対外活動	児童生徒及び指導者 （他の機関から支給される場合を除く） ・指導者は、1 回の派遣（大会等）ごとに 2 名以内とする。 ただし、やむを得ない事由と教育長が判断した場合はその限りではない。	渡航費 （県内）	・船賃及び航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。ただし、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業実施に伴う割引航空運賃を上限とし、還付金を除いた金額とする。 ・船賃及び航空賃の額は普通席
		渡航費 （県外）	・船賃及び航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。ただし、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業実施に伴う割引航空運賃を上限とし、還付金を除いた金額の半額とする。 ・船賃及び航空賃の額は普通席
		宿泊費 （県内）	実費額（1 人 1 泊あたり） 八重山郡内：7,500 円を限度とする 八重山郡外：9,000 円を限度とする
		車賃 （県内）	実費額